

## 第 20 回選挙管理委員会 会次第

令和 5 年 3 月 30 日(木)  
午後 4 時～

### 1. 付議事項について

- (1) 公職選挙法第 22 条第 3 項の規定による選挙人名簿の選挙時登録及び同法施行令第 22 条第 1 項に基づく選挙人名簿登録者数の県選挙管理委員会への報告について

鹿児島県議会議員選挙における、3 月 30 日現在の選挙人名簿の登録を行い、その数を県選挙管理委員会へ報告するものです。

|                 | (名簿登録者数)       | (男)            | (女)            |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 令和 5 年 3 月 30 日 | 4 9 6, 2 2 5 人 | 2 2 6, 5 5 6 人 | 2 6 9, 6 6 9 人 |
| 令和 5 年 3 月 1 日  | 4 9 6, 1 7 8 人 | 2 2 6, 5 2 1 人 | 2 6 9, 6 5 7 人 |
| 増 減             | 4 7 人          | 3 5 人          | 1 2 人          |

- (2) 住民の直接請求に連署を要する数の告示について

選挙時登録を行った選挙権を有する者の数に基づく住民の直接請求に連署を要する数について、各法の規定により告示を行います。

| 法律名                 | 条項          | 項目             | 算出根拠                                   | 告示する数     |
|---------------------|-------------|----------------|--|-----------|
| 地方自治法               | 第 74 条第 1 項 | 条例の制定、改廃の請求    | 1/50                                   | 9,925 人   |
|                     | 第 75 条第 1 項 | 事務監査の請求        |  |           |
|                     | 第 76 条第 1 項 | 議会の解散の請求       | 40 万を超える数の 1/6 に<br>40 万の 1/3<br>を加えた数 | 149,372 人 |
|                     | 第 80 条第 1 項 | 議員の解職の請求       |  |           |
|                     | 第 81 条第 1 項 | 長の解職の請求        |  |           |
|                     | 第 86 条第 1 項 | 主要公務員の解職の請求    |  |           |
| 市町村の合併の特例等に関する法律    | 第 4 条第 1 項  | 合併協議会設置の請求     | 1/50                                   | 9,925 人   |
|                     | 第 5 条第 1 項  | 同上(関係市町村からの請求) |  |           |
|                     | 第 4 条第 11 項 | 投票の請求          | 1/6                                    | 82,705 人  |
|                     | 第 5 条第 15 項 | 同上(関係市町村からの請求) |  |           |
| 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 | 第 8 条第 1 項  | 教育長等の解職の請求     | 40 万を超える数の 1/6 に<br>40 万の 1/3<br>を加えた数 | 149,372 人 |

(3) 公職選挙法第28条第2号の規定による選挙人名簿から抹消した者について

本日の選挙時登録までに、本市を転出後、4箇月を経過した者の抹消です。

抹消対象者 令和4年11月1日から令和4年11月29日までの表示者（転出者）

抹消対象期間 令和5年3月2日から令和5年3月30日まで

抹消対象者数 男 317人 女 313人 合計 630人

(4) 鹿児島県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任並びにその告示について

鹿児島県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を選任し、氏名、住所、職務を行う日、時間を告示するものです。

なお、住所は総務省の通知に基づき、市町村名までとします。

(5) 鹿児島県議会議員選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任並びにその告示について

鹿児島県議会議員選挙における当日投票所の投票管理者及びその職務代理者を選任し、氏名、住所を告示するものです。

なお、住所は総務省の通知に基づき、市町村名までとします。

(6) その他

## 2. 今後の委員会等の日程

| 月日     | 曜   | 時刻    | 摘要          | 出席者            | 場所       |        |
|--------|-----|-------|-------------|----------------|----------|--------|
| 3月 31日 | 金   | 17:15 | 委員会㉑(県議選告示) | 全員             | 選管委員会室   |        |
| 4月 3日  | 月   | 11:30 | 辞令交付式       | 委員長・事務局職員      | 選管委員会室   |        |
|        | 6日  | 木     | 17:15       | 委員会①(定例・県議選関係) | 全員       | 選管委員会室 |
|        | 9日  | 日     | 14:00       | 委員会②(県議選投票日)   | 全員       | 選管委員会室 |
|        |     |       | 20:30       | 集合             | 全員       | 鴨池ドーム  |
|        |     |       | 21:30       | 開票開始           | 全員       | 鴨池ドーム  |
| 5月 10日 | 水   | 16:00 | 委員会③        | 全員             | 選管委員会室   |        |
|        | 11日 | 木     | 10:30       | 九選連役員会         | 委員長・事務局長 | 薩摩川内市  |
|        | 17日 | 水     | 10:30       | 県選管連合会通常総会     | 委員長・事務局長 | 自治会館   |
|        | 18日 | 木     |             | 県各市選管事務局長会     | 事務局長     | 市役所    |
| 6月 1日  | 木   | 16:00 | 委員会④(定時登録)  | 全員             | 選管委員会室   |        |